

岩手県告示第178号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、同条の規定による保安林予定森林に関する通知の内容を次のとおり変更する旨農林水産大臣から通知があった。

平成23年3月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更に係る保安林予定森林の所在場所 一関市大東町摺沢字間明田118（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
  - （1）立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - （2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び一関市役所に備えておいて縦覧に供する。